

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市アスファルト発生材再生処理管理業務（その2）
発 注 課	建設局土木部道路維持課
選 定 事 業 者	世紀東急工業（株）北海道支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、道路工事等から発生するアスファルト発生材を集積保管し、それを原材料として100%再生合材と再生骨材 I 型を生産する業務である。</p> <p>上記業務を遂行するには、100%再生プラントを所有し本市の要請に基づき迅速に出荷できること、かつ隣接して発生材を管理する堆積場を確保出来ることが条件であり、その条件を満たす再生プラントは、市内にある7再生プラントのうち3プラントしかありません。</p> <p>一方、本市発注工事にて使用する再生合材等を安定供給するには、最低3プラント体制が必須です。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、3プラントのうち1つを所有する上記業者を特命することとしたい。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成31年2月27日